

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 本市の自転車交通に関する施策の基本的な指針となる「ふじさわサイクルプラン」の円滑な推進を図るため、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。 （1）ふじさわサイクルプランの推進に関すること （2）その他目的達成のために協議会が必要と認める事項</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 （1）市民 （2）学識経験のある者 （3）交通事業者 （4）商工関係者 （5）関係行政機関の職員 （6）市職員 （7）その他の協議会の運営上必要と認められる者</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第6条 協議会の委員の報酬は、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会の報酬等に関する要領に定めるところによる。</p> <p>（会長等）</p> <p>第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は学識経験を有する者のうちから、副会長は委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 本市の自転車交通に関する施策の基本的な指針となる「ふじさわサイクルプラン」の円滑な推進を図るため、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。 （1）ふじさわサイクルプランの推進に関すること （2）その他目的達成のために協議会が必要と認める事項</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 （1）市民 （2）学識経験のある者 （3）交通事業者 （4）商工関係者 （5）関係行政機関の職員 （6）市職員 （7）その他の協議会の運営上必要と認められる者</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第6条 協議会の委員の報酬は、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会の報酬等に関する要領に定めるところによる。</p> <p>（会長等）</p> <p>第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は学識経験を有する者のうちから、副会長は委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第8条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員（代理人を含む）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務局は、<u>計画建築部都市計画課、土木部土木計画課・道路整備課及び市民自治部防犯交通安全課をもって組織し、必要に応じて、関係課等を招集することができる。</u></p> <p>2 事務局の所掌事務は、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年 5月29日から施行する。 <u>平成27年 8月 5日から施行する。</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第8条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員（代理人を含む）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 協議会の事務局は、<u>計画建築部都市計画課、道路河川部道路河川総務課・道路整備課及び防災安全部防犯交通安全課をもって組織し、必要に応じて、関係課等を招集することができる。</u></p> <p>2 事務局の所掌事務は、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年 5月29日から施行する。 平成27年 8月 5日から施行する。 <u>平成29年 8月 8日から施行する。</u></p>

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表

改正前		改正後	
別表1（第9条関係）		別表1（第9条関係）	
事務局	所掌事務	事務局	所掌事務
計画建築部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営、庶務全般 ・「基本方針3 つかう～利用促進～」に関すること(所管分) 	計画建築部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営、庶務全般 ・「基本方針3 つかう～利用促進～」に関すること(所管分)
<u>土木部 土木計画課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針2 とめる～駐輪環境整備～」に関すること(所管分) 	<u>道路河川部 道路河川総務課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針2 とめる～駐輪環境整備～」に関すること(所管分)
” 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針1 はしる～走行空間整備～」に関すること(所管分) 	” 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針1 はしる～走行空間整備～」に関すること(所管分)
<u>市民自治部 防犯交通安全課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針4 まもる～交通ルールの遵守～」に関すること(所管分) 	<u>防災安全部 防犯交通安全課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針4 まもる～交通ルールの遵守～」に関すること(所管分)
関係課等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事業に関すること 	関係課等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事業に関すること